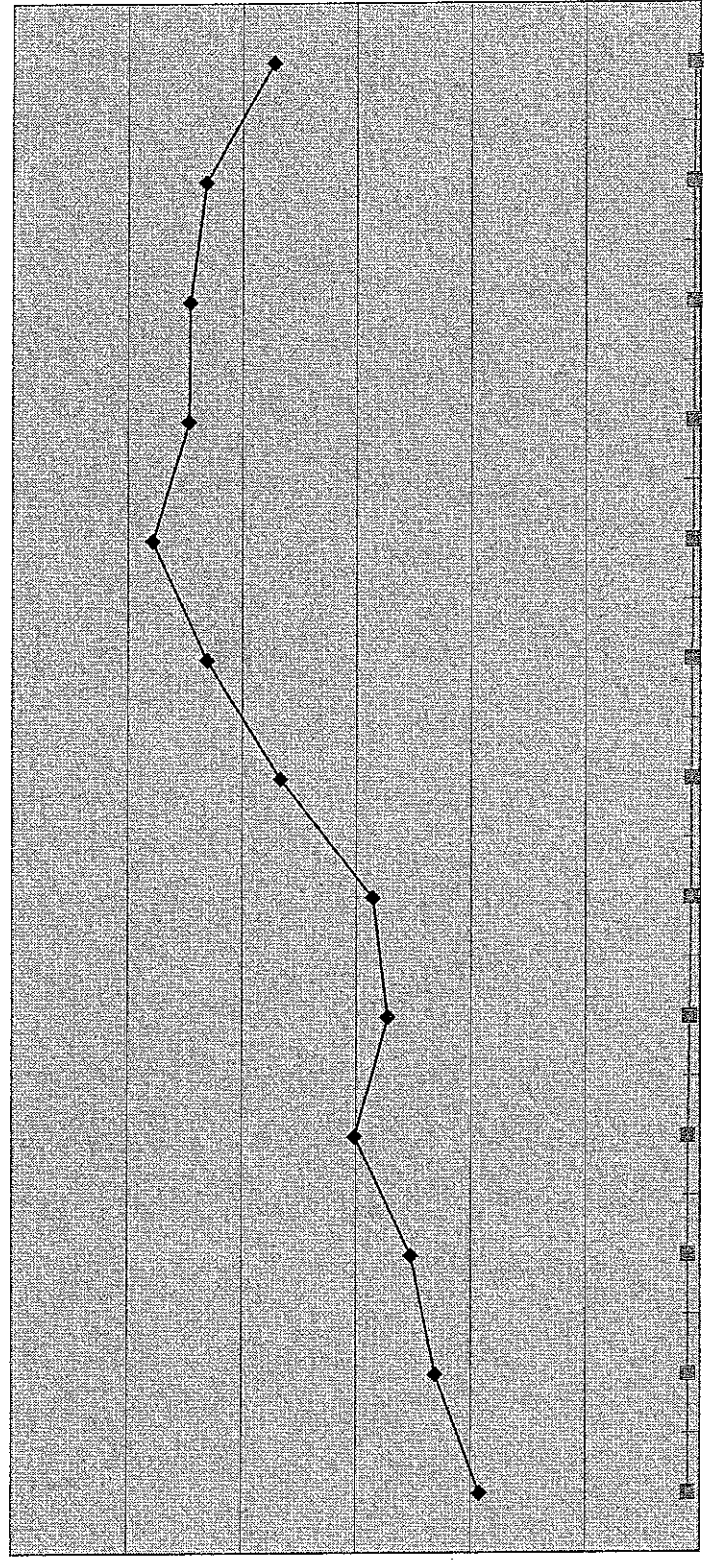


工場製造浄化槽の出荷台数の推移

300,000
250,000
200,000
150,000
100,000
50,000
0

(千)出荷台数

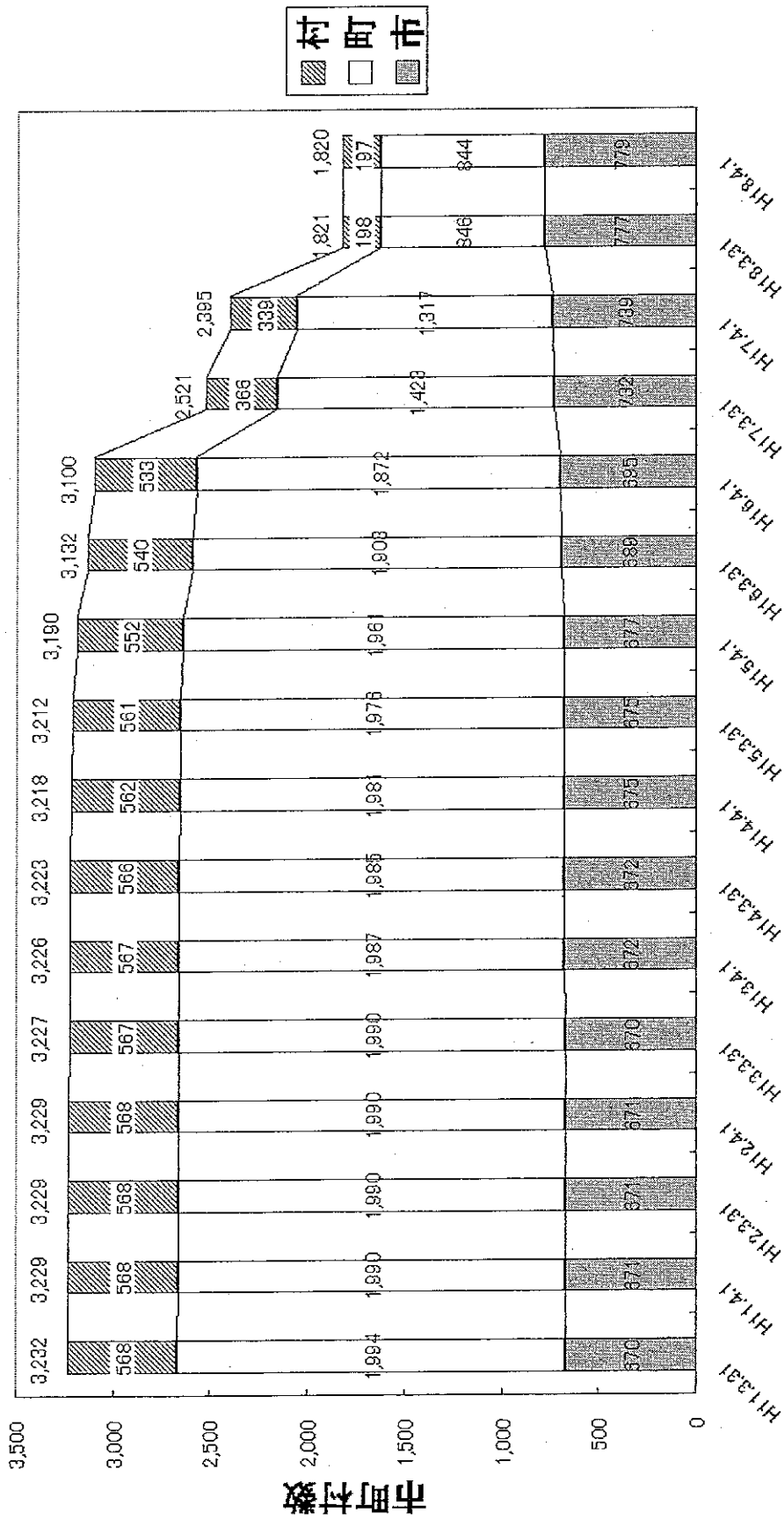


平成5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17
(年度)

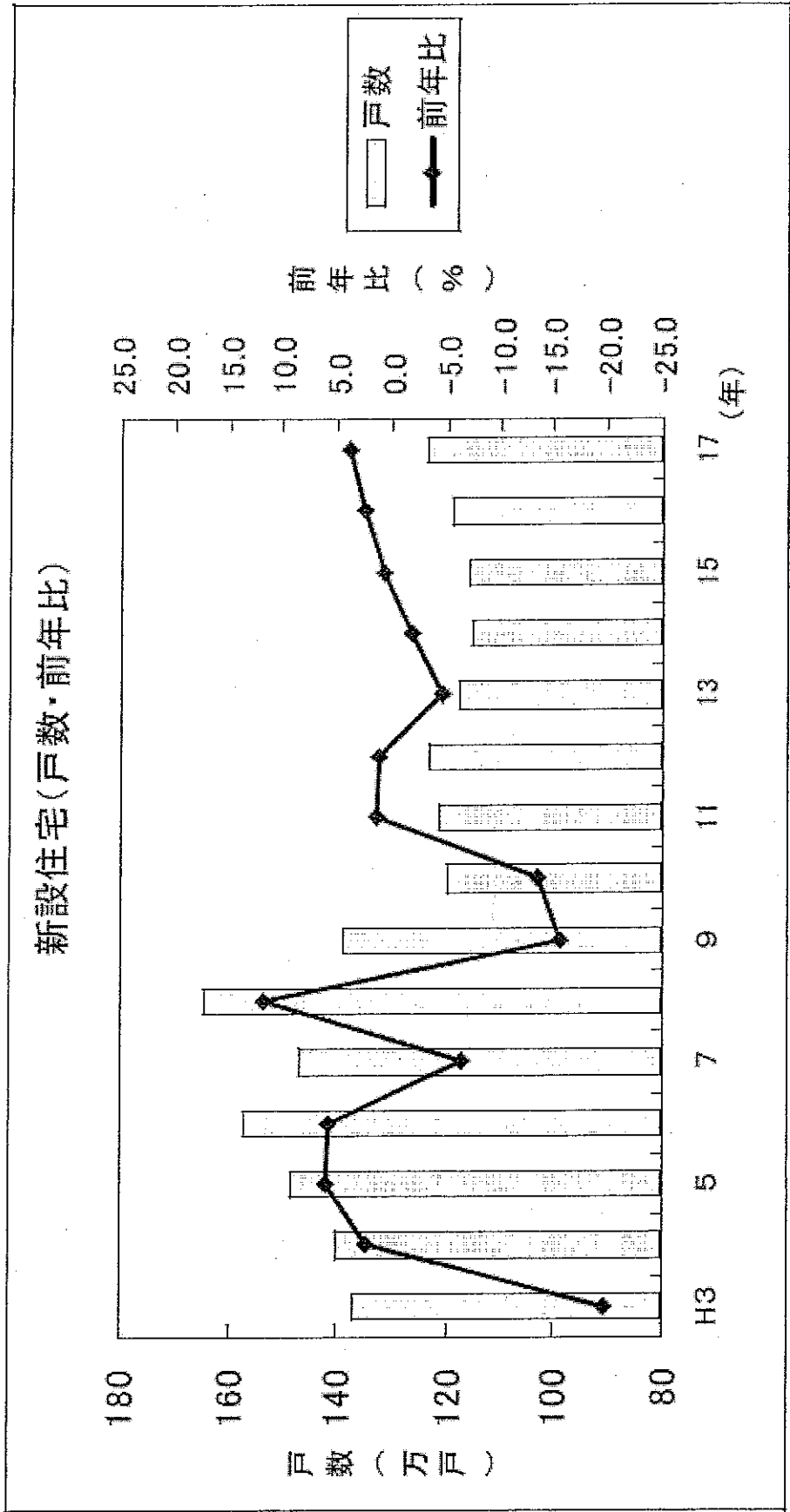
◆ 小規模浄化槽 ■ 中・大規模浄化槽

浄化槽システム協会調べ

市町村数の推移グラフ(年度末、年度当初版)



【出典：総務省調べ】



住宅着工数の変遷

【出典：国土交通省調べ】

し尿処理・浄化槽関連年表

平成18年4月

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
明2			●特命全権大使岩倉具視欧米使節団の派遣(水系伝染病対策を念頭に置いて欧米の公衆衛生制度を調査)
明8			●文部省から内務省に衛生行政を移管(第7局(衛生、医務の2課)を設置、日本の衛生システムの構築をリード)
明11	●尿尿取締規則の制定(初めてし尿処理の基準が制定される)		●コレラの大流行(防疫史上最大)
明12	●市街掃除規則及び廁園構造並尿尿汲取規則の制定(警視庁令)(便所の構造等について最初の規則が制定される)		●中央衛生会の設置
	●府県衛生課事務条項及び町村衛生事務条項布達(各府県に衛生課を、各町村に衛生委員を置くこととした)		●大日本私立衛生会の設置
明16			●神田下水第一期工事(我が国最初の分流式下水道)
明17			●コレラ、赤痢、腸チフスの大流行
明19			
明20	●廁園芥溜下水取締規則の制定(警察令)(便所の構造・清掃について定め、罰則規定も設定される)		
	●尿尿汲取運搬規則の制定(尿尿の汲取方法、取扱時間を取り締まる制度を創設)		
明22	●人糞尿運搬船構造概要(警視庁・東京府告示)(し尿運搬船の構造を定める)		
明30	●伝染病予防法の制定(汚物処理にも深く関わり、清潔方 法(大掃除)及び衛生組合の設置を義務付け、汚物掃除の役割を担う)		
明33	●汚物掃除法及び同法施行規則の制定(水洗便所の場合は汚物処理槽を設けて便所の汚水を貯留し、随時汲み取りを行うこと) ●清潔の保持に関する取締規則の制定(警視庁令)(便所の工事改築は事前に警察署の承認を得る) ●下水道法の制定		●衛生唱歌(民衆に衛生の原理と方法を分かりやすく説明しようとしたもの)